

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 法届出対象施設 認可外保育施設のうち、法第59条の2第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(3) 顧客児童限定保育施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものをいう。</p> <p>(4) 届出対象外施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2各号（同条第1号イに該当するものを除く。）のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）をいう。</p> <p>(5) ベビーシッター 認可外保育施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設をいう。</p> <p>(6) ベビーホテル 認可外保育施設（ベビーシッターを除く。）のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいう。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 夜8時以降の保育</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 宿泊を伴う保育</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）</p> <p>(7) 企業主導型保育事業 法届出対象施設（法第59条の2第1項の規定による届出がされたものうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第</p>	<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 法届出対象施設 認可外保育施設のうち、法第59条の2第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(3) 顧客児童限定保育施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものをいう。</p> <p>(4) 届出対象外施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2各号（同条第1号イに該当するものを除く。）のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）をいう。</p> <p>(5) ベビーシッター 認可外保育施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設をいう。</p> <p>(6) ベビーホテル 認可外保育施設（ベビーシッターを除く。）のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいう。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 夜8時以降の保育</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 宿泊を伴う保育</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）</p> <p>(7) 企業主導型保育事業 法届出対象施設（法第59条の2第1項の規定による届出がされたものうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、公益財団法人児童育成協会から助成決定を受けた企業主導型保育事業をいう。</p> <p>(8) 浜松市認可外保育施設指導監督基準 認可外保育施設に対する指導監督の基準として第16条第2項に定めるものをいう。</p> <p>(9) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準として第16条第3項に定めるものをいう。</p> <p>(10) 国指導監督基準 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)の別添をいう。</p> <p>(11) 国評価基準 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年雇児発第0121002号)の別表をいう。</p> <p>(12) 消費税告示 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)をいう。</p>	<p>6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、公益財団法人児童育成協会から助成決定を受けた企業主導型保育事業をいう。</p> <p>(8) 浜松市認可外保育施設指導監督基準 認可外保育施設に対する指導監督の基準として第16条第2項に定めるものをいう。</p> <p>(9) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準として第16条第3項に定めるものをいう。</p> <p>(10) 国指導監督基準 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年<u>3月29日</u>雇児発第177号)の別添をいう。</p> <p>(11) 国評価基準 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年<u>1月21日</u>雇児発第0121002号)の別表をいう。</p> <p>(12) 消費税告示 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)をいう。</p>
<p>第3条・第4条 (略)</p>	<p>第3条・第4条 (略)</p>
<p>(法届出対象施設の設置の届出)</p> <p>第5条 法第59条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設(法届出対象施設)設置届(第1号様式)</p> <p>(2) 共通様式1</p> <p>(3) 共通様式2</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則(平成13年浜松市規則第49号)第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。</p> <p>3 前項に規定する審査結果において、顧客児童限定保育施設に該当する場合は、第12条第1項に規定する書類が提出され、同条第3項の規定に基づき顧客児童限定保育施設として審査されたものとみなす。</p>	<p>(法届出対象施設の設置の届出)</p> <p>第5条 法第59条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設(法届出対象施設)設置届(第1号様式)</p> <p>(2) 共通様式1</p> <p>(3) 共通様式2</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則(平成13年浜松市規則第49号)第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。</p> <p>3 前項に規定する審査結果において、顧客児童限定保育施設に該当する場合は、第12条第1項及び同条第2項に基づく届出がされ、同条第3項の規定に基づき顧客児童限定保育施設として審査されたものとみなす。</p>
<p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第6条～第8条 (略)</p>
<p>(法届出対象施設の入所定員の変更の届出)</p> <p>第9条 法届出対象施設の設置者は、省令第49条の3第4項に規定する入所定員(以下「入所定員」という。)に変更を生じたときは、変更の日から1月以内</p>	<p>(法届出対象施設の入所定員の変更の届出)</p> <p>第9条 法届出対象施設の設置者は、省令第49条の3第4項に規定する入所定員(以下「入所(利用)定員」という。)に変更を生じたときは、変更の日から</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>に、前条第1項に定める書類により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する入所定員の変更の届出には、法届出対象施設における合計の入所定員は変更しない場合であっても、その入所定員の歳児別の内訳のみを変更する場合を含む。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(顧客児童限定保育施設の設置の届出)</p> <p>第12条 顧客児童限定保育施設の設置者は、顧客児童限定保育施設を設置したときは、その事業の開始の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 施設の名称及び所在地</p> <p>(2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>(3) 事業を開始した年月日</p> <p>(4) 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 (当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)</p> <p>2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設 (顧客児童限定保育施設) 設置届 (第6号様式)</p> <p>(2) 共通様式5</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(顧客児童限定保育施設の廃止の届出等)</p> <p>第15条 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設を廃止したときは、その設置者であった者は、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設 (顧客児童限定保育施設) 廃止届 (第10号様式)</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該施設に関して、法第59条の2第1項の規定</p>	<p>1月以内に、前条第1項に定める書類により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する入所 <u>(利用)</u> 定員の変更の届出には、法届出対象施設における合計の入所 <u>(利用)</u> 定員は変更しない場合であっても、その入所 <u>(利用)</u> 定員の歳児別の内訳のみを変更する場合を含む。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(顧客児童限定保育施設の設置の届出)</p> <p>第12条 顧客児童限定保育施設の設置者は、顧客児童限定保育施設を設置したときは、その事業の開始の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 施設の名称及び所在地</p> <p>(2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>(3) 事業を開始した年月日</p> <p>(4) 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 (当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)</p> <p>2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設 (顧客児童限定保育施設) 設置届 (第6号様式)</p> <p>(2) 共通様式5</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(顧客児童限定保育施設の廃止の届出等)</p> <p>第15条 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設を廃止したときは、その設置者であった者は、<u>その事業の廃止の日から1月以内に</u>、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設 (顧客児童限定保育施設) 廃止届 (第10号様式)</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該施設に関して、法第59条の2第1項の規定</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>に基づき、第5条第1項に定める書類が提出された場合は、法届出対象施設の事業を開始した日の前日をもって当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものとみなす。</p> <p>3 市長は、第12条第1項の規定により届け出された顧客児童限定保育施設に対し、立入調査等により事業を廃止した事実が明らかであると認められる場合は、職権により当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものと扱うことができる。</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第18条 法届出対象施設の設置者は、法第59条第1項及び法第59条の2の5第1項の規定に基づき、毎年、次に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設運営状況報告書 (第11号様式)</p> <p>(2) 共通様式1</p> <p>(3) 共通様式2</p> <p>(4) 共通様式3 (ベビーシッターを除く)</p> <p>(5) 共通様式4 (ベビーシッターのみ)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設の設置者は、法第59条第1項の規定に基づき、毎年、前条各号に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者から随時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、認可外保育施設の設置者は、市長へ必ず報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故等が生じた場合</p> <p>ア 施設の管理下において、死亡事案又は治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)に基づき、速やかに市長に報告すること。</p> <p>イ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合は、</p>	<p>に基づき、第5条第1項に定める書類が提出された場合は、法届出対象施設の事業を開始した日の前日をもって当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものとみなす。</p> <p>3 市長は、第12条第1項の規定により届け出された顧客児童限定保育施設に対し、立入調査等により事業を廃止した事実が明らかであると認められる場合は、職権により当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものと扱うことができる。</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第18条 法届出対象施設の設置者は、法第59条第1項及び法第59条の2の5第1項の規定に基づき、毎年、次に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設運営状況報告書 (第11号様式)</p> <p>(2) 共通様式1</p> <p>(3) 共通様式2</p> <p>(4) 共通様式3 (ベビーシッターを除く)</p> <p>(5) 共通様式4 (ベビーシッターのみ)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設の設置者は、法第59条第1項の規定に基づき、毎年、前条各号に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者から随時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、認可外保育施設の設置者は、市長へ必ず報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故等が生じた場合</p> <p>ア 施設の管理下において、死亡事案又は治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年<u>11月10日</u>府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)に基づき、速やかに市長に報告すること。</p> <p>イ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合は、</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年健発第0222002号・薬食発第022001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) に準じて、速やかに市長に報告すること。また、併せて保健所に報告し、保健所の指示による措置を講じること。</p> <p>(2) 長期滞在児童がいる場合 施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合は、長期に滞在している児童について(報告)(第12号様式)により、速やかに市長に報告すること。</p> <p>(立入調査) 第19条 市長は、認可外保育施設に対して、次の各号に定めるとおり立入調査を行うものとする。</p> <p>(1) 法届出対象施設 原則として年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(2) 顧客児童限定保育施設 原則として3年に1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(3) 届出対象外施設 市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(4) ベビーホテル 前3号の規定にかかわらず、年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ベビーシッターについては、施設の設置者若しくは管理者又は保育事業者との面談又は一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上(顧客児童限定保育施設の場合は、3年に1回以上とする。)行うことで、立入調査に代えることができるものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いとき等、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。</p> <p>3 立入調査を行う場合、認可外保育施設指導点検調書(第13号様式)により行うものとする。</p> <p>4 新たに認可外保育施設を把握した場合又は必要があると認める<u>とき</u>は、随時</p>	<p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年<u>2月22日</u>健発第0222002号・薬食発第022<u>2</u>001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) に準じて、速やかに市長に報告すること。また、併せて保健所に報告し、保健所の指示による措置を講じること。</p> <p><u>ウ 食事(給食、おやつ等)に異物が混入した場合は、速やかに市長に報告すること。ただし、当該給食を児童の保護者が調理したものであるときは除く。</u></p> <p><u>エ 施設の管理下において、不適切な保育を実施していた場合は、速やかに市長に報告すること。</u></p> <p>(2) 長期滞在児童がいる場合 施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合は、長期に滞在している児童について(報告)(第12号様式)により、速やかに市長に報告すること。</p> <p>(立入調査) 第19条 市長は、認可外保育施設に対して、次の各号に定めるとおり立入調査を行うものとする。</p> <p>(1) 法届出対象施設 原則として年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(2) 顧客児童限定保育施設 原則として3年に1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(3) 届出対象外施設 市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>(4) ベビーホテル 前3号の規定にかかわらず、年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ベビーシッターについては、施設の設置者若しくは管理者又は保育事業者との面談又は一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上(顧客児童限定保育施設の場合は、3年に1回以上とする。)行うことで、立入調査に代えることができるものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いとき等、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。</p> <p>3 立入調査を行う場合、認可外保育施設指導点検調書(第13号様式)により行うものとする。</p> <p>4 新たに認可外保育施設を把握した場合又は必要があると認める<u>場合</u>は、随時</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>立入調査を行うものとする。</p> <p>5 重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、特別に立入調査を実施するものとする。</p> <p>6 施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者の事務所等に対して立入調査を実施し、必要な報告を求めるものとする。</p> <p>7 市長は、認可外保育施設に対して立入調査を実施した場合は、当該施設の設置者に対して、その結果を通知するものとする。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>(事業停止命令又は施設閉鎖命令)</p> <p>第24条 市長は、猶予期間内に改善が行われず、その後も改善の見通しがつかず、児童の福祉に著しく有害であると認められるとき又は改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、浜松市社会福祉審議会の意見を聴き、法第59条第5項の規定に基づき事業停止命令(第19号様式)又は施設閉鎖命令(第20号様式)を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により浜松市社会福祉審議会の意見を聴いた結果、当該施設について再調査が必要であるとの意見になった場合には、再度調査したうえで、その結果を同審議会に報告し、再度当該施設について意見を聴くものとする。</p> <p>3 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面(第21号様式)をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限を通知するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるため、必要に応じて事前に児童相談所、近隣児童福祉施設等の関係機関に処分の内容を通知するとともに、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るよう通知するものとする。</p> <p>5 第1項に規定する事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合には、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。</p>	<p>立入調査を行うものとする。</p> <p>5 重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、特別に立入調査を実施するものとする。</p> <p>6 施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者の事務所等に対して立入調査を実施し、必要な報告を求めるものとする。</p> <p>7 市長は、認可外保育施設に対して立入調査を実施した場合は、当該施設の設置者に対して、その結果を通知するものとする。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>(事業停止命令又は施設閉鎖命令)</p> <p>第24条 市長は、猶予期間内に改善が行われず、その後も改善の見通しがつかず、児童の福祉に著しく有害であると認められるとき又は改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、浜松市社会福祉審議会の意見を聴き、法第59条第5項の規定に基づき事業停止命令(第19号様式)又は施設閉鎖命令(第20号様式)を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により浜松市社会福祉審議会の意見を聴いた結果、当該施設について再調査が必要であるとの意見になった場合には、再度調査したうえで、その結果を同審議会に報告し、再度当該施設について意見を聴くものとする。</p> <p>3 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面(第21号様式)をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限を通知するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるため、必要に応じて事前に児童相談所、近隣児童福祉施設等の関係機関に処分の内容を通知するとともに、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るよう通知するものとする。</p> <p>5 第1項に規定する事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合には、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等 <u>(処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。)</u> について公表するものとする。また、<u>法第59条第7項の規定に基づき、他の都道府県知事から情報提供を求め</u></p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>第25条～第27条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第28条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容及び証明書の交付状況等について必要な記録の整備を行うものとする。</p> <p>2 認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類並びに浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙1から別紙4までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該認可外保育施設を運営している間(休止期間を含む。)、必要な記録を整備しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する必要な記録の保存の期間については、少なくとも1年間とする。</p> <p>4 前項に規定する保存の期間については、完結の日から5年間(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年子保発0330第2号)に基づき作成した保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間とする。)が望ましいものとする。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p><u>られた場合は、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断に至った事実に係る情報を提供することができるものとする。</u></p> <p>第25条～第27条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第28条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容及び証明書の交付状況等について必要な記録の整備を行うものとする。</p> <p>2 認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類並びに浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙1から別紙6までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該認可外保育施設を運営している間(休止期間を含む。)、必要な記録を整備しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する必要な記録の保存の期間については、少なくとも1年間とする。</p> <p>4 前項に規定する保存の期間については、完結の日から5年間(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発0330第2号)に基づき作成した保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間とする。)が望ましいものとする。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年8月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要綱の施行日において現に法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設については、以下のア又はイのいずれか遅い時期に提出されたものを施行日時点における入所定員とみなす。 ア 令和2年度中に報告された認可外保育施設運営状況報告書の別紙の⑯定員の計欄に記載された人数 イ 令和2年度中に届出された認可外保育施設変更届に記載された人数 3 附則2の規定により施行日時点において入所定員とみなされた人数が実際の入所定員と異なる場合には、令和3年5月31日までに、認可外保育施設変更届により市長に届け出なければならない。 附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。 2 この要綱の施行日において現に第2条第3号に規定する顧客児童限定保育施設に該当する施設を設置している当該顧客児童限定保育施設にあっては、第12条第1項中「その事業の開始の日から1月以内に」とあるのは「令和4年6月30日までに」とする。</p>	<p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年8月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要綱の施行日において現に法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設については、以下のア又はイのいずれか遅い時期に提出されたものを施行日時点における入所 <u>(利用)</u> 定員とみなす。 ア 令和2年度中に報告された認可外保育施設運営状況報告書の別紙の⑯定員の計欄に記載された人数 イ 令和2年度中に届出された認可外保育施設変更届に記載された人数 3 附則2の規定により施行日時点において入所 <u>(利用)</u> 定員とみなされた人数が実際の入所 <u>(利用)</u> 定員と異なる場合には、令和3年5月31日までに、認可外保育施設変更届により市長に届け出なければならない。 附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。 2 この要綱の施行日において現に第2条第3号に規定する顧客児童限定保育施設に該当する施設を設置している当該顧客児童限定保育施設にあっては、第12条第1項中「その事業の開始の日から1月以内に」とあるのは「令和4年6月30日までに」とする。 <u>附 則</u></p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行		一部改正後													
<p>別表1 省令第49条の4に基づく変更の届出事項の取扱い 認可外保育施設(法届出対象施設)変更届の対象となる変更届出事項の取扱いについて、下表のとおりとする。</p>		<p>別表1 省令第49条の4に基づく変更の届出事項の取扱い 認可外保育施設(法届出対象施設)変更届の対象となる変更届出事項の取扱いについて、下表のとおりとする。</p>													
<p>省令第49条の4に規定する変更届出事項</p>	<p>変更が生じた場合に届出を必要とする内容</p>	<p>省令第49条の4に規定する変更届出事項</p>	<p>変更が生じた場合に届出を必要とする内容</p>												
<p>法第59条の2第1項第1号 施設の名称及び所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称(ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称) 施設の所在地(ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地) 	<p>法第59条の2第1項第1号 施設の名称及び所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称(ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称) 施設の所在地(ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地) 												
<p>法第59条の2第1項第2号 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p>	<table border="1"> <tr> <td>設置者が個人の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 </td> </tr> <tr> <td>設置者が任意団体の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 </td> </tr> <tr> <td>設置者が法人の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名 </td> </tr> </table>	設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 	設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 	設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名 	<p>法第59条の2第1項第2号 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p>	<table border="1"> <tr> <td>設置者が個人の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 </td> </tr> <tr> <td>設置者が任意団体の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 </td> </tr> <tr> <td>設置者が法人の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名 </td> </tr> </table>	設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 	設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 	設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名
設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 														
設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 														
設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名 														
設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 個人の住所 														
設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体の名称 任意団体の所在地 任意団体の代表者の氏名 														
設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 法人の所在地 法人の代表者の氏名 														
<p>法第59条の2第1項第3号 建物その他の設備の規模及び構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物の構造 施設の面積 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、<u>調理室及び医務室</u>の用途、位置、区画及び面積 児童用便所の用途、位置、<u>区画及び面積</u>並びに便器の数 屋外遊戯場の用途、位置、区画及び面積 	<p>法第59条の2第1項第3号 建物その他の設備の規模及び構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物の構造 施設の面積 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の用途、位置、区画及び面積 <u>調理室又は調理設備の用途、位置及び区画</u> 児童用便所の用途、位置、<u>区画</u>並びに便器の数 屋外遊戯場の用途、位置、区画及び面積 												
<p>法第59条の2第1項第5号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の氏名 管理者の住所 	<p>法第59条の2第1項第5号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の氏名 管理者の住所 												

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2 第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、同条第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条、第14条第1項、同条第4項及び第15条第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。また、この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行		一部改正後	
施設の管理者の氏名及び住所		施設の管理者の氏名及び住所	
省令第49条の3第11号 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 (当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)	「施設の設置者」について、次のとおりとする。 ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。 ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無	省令第49条の3第11号 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 (当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)	「施設の設置者」について、次のとおりとする。 ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。 ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無
別表2 (略)		別表2 (略)	
別表3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 国指導監督基準及び国評価基準を参酌して定める浜松市認可外保育施設設備運営基準は、下表のとおりとする。		別表3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 国指導監督基準及び国評価基準を参酌して定める浜松市認可外保育施設設備運営基準は、下表のとおりとする。	
浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分	浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分
(別紙1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	ベビーシッター以外の認可外保育施設	(別紙1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設 <u>(法届出対象施設・届出対象外施設)</u>	ベビーシッター以外の <u>法届出対象施設及び届出対象外施設</u>
(別紙2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設		(別紙2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設 <u>(法届出対象施設・届出対象外施設)</u>	<u>施設</u>
(別紙3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの	ベビーシッター	(別紙3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの	ベビーシッター
	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの		1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの
	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの		1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの
	複数の保育に従事する者を雇用しているもの		複数の保育に従事する者を雇用しているもの

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行			一部改正後		
(別紙4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用していないもの		複数の保育に従事する者を雇用していないもの	しているもの (別紙4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用していないもの		複数の保育に従事する者を雇用していないもの
			<u>(別紙5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設 (顧客児童限定保育施設)</u>	<u>ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設</u>	<u>1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの</u>
			<u>(別紙6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設 (顧客児童限定保育施設)</u>		<u>1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの</u>

別表4 指導監督にあたり必要な事項

認可外保育施設の指導監督にあたり必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

項目	取扱い	備考
複数の場所で保育を実施している <u>法届出対象施設及び顧客児童限定保育施設</u> の取扱い	全ての保育の実施場所について浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たす必要があるほか、届出や報告、指導監査の対象とする。	令和3年11月30日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果
浜松市認可外保育施設設備運営基準における1日に保育する乳幼児の数の取扱い	市に届出がされた入所定員とする。ただし、実際に1日に保育する乳幼児の数が入所定員を超える場合は、当該実際に1日に保育する乳幼児の数を参考とする。	令和4年1月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果を参考

別表4 指導監督にあたり必要な事項

認可外保育施設の指導監督にあたり必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

項目	区分	取扱い	備考
複数の場所で保育を実施している施設の取扱い	<u>法届出対象施設、顧客児童限定保育施設及び届出対象外施設</u>	全ての保育の実施場所について浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たす必要があるほか、届出や報告、指導監査の対象とする。	令和3年11月30日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果
浜松市認可外保育施設設備運営基準における1日に保育する乳幼児の数の取扱い	<u>法届出対象施設及び届出対象外施設</u>	市に届出がされた入所 <u>(利用)</u> 定員とする。ただし、実際に1日に保育する乳幼児の数が入所 <u>(利用)</u> 定員を超える場合は、当該実際に1日に保育する乳幼児の数を参考とする。	令和4年1月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果を参考
	<u>顧客児童限定保育</u>	<u>顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数を1日</u>	

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行

一部改正後

別表5 児童の福祉のために必要と認める情報

市民に対して提供することが児童の福祉のために必要と認める情報について、下表で○を付したものを対象とする。

区分	法届出対象施設	顧客児童 限定保育 施設	届出対象 外施設
施設 の 名 称 及 び 所 在 地	○	○	
設 置 者 の 氏 名 及 び 住 所 又 は 名 称 及 び 所 在 地	(設置者が個人の場合) ・個人の氏名 ・個人の住所(町字名までとする。)	○	
	(設置者が任意団体の場合) ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名	○	
	(設置者が法人の場合) ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名	○	
事業を開始した年月日	○	○	
事業を休止した年月日	○	○	
事業の休止(予定)期間	○	○	
事業を再開した年月日	○	○	
施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別(当該設置者が、法第59条の2第1項に規	○	○	

施設

に保育する乳幼児の数とする。

別表5 児童の福祉のために必要と認める情報

市民に対して提供することが児童の福祉のために必要と認める情報について、下表で○を付したものを対象とする。

区分	法届出対象施設	顧客児童 限定保育 施設	届出対象 外施設
施設 の 名 称 及 び 所 在 地	○	○	
設 置 者 の 氏 名 及 び 住 所 又 は 名 称 及 び 所 在 地	(設置者が個人の場合) ・個人の氏名 ・個人の住所(町字名までとする。)	○	
	(設置者が任意団体の場合) ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名	○	
	(設置者が法人の場合) ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名	○	
事業を開始した年月日	○	○	
事業を休止した年月日	○	○	
事業の休止(予定)期間	○	○	
事業を再開した年月日	○	○	
施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別(当該設置者が、法第59条の2第1項に規	○	○	

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行				一部改正後			
定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)				定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。)			
施設の管理者の氏名	○			施設の管理者の氏名	○		
入所定員	○			入所 <u>(利用)</u> 定員	○		
企業主導型保育事業による運営費助成の有無	○			企業主導型保育事業による運営費助成の有無	○		
第19条第7項に基づく立入調査の結果の内容 (当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名並びに指導事項等を含む。)	○	○	○	第19条第7項に基づく立入調査の結果の内容 (当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名並びに指導事項等を含む。)	○	○	○
第20条第1項に基づく法届出対象施設に対する基準の適合状況に関する証明書の交付の状況及びその内容	○			第20条第1項に基づく法届出対象施設に対する基準の適合状況に関する証明書の交付の状況及びその内容	○		
第23条第2項に基づく改善勧告の内容及び改善されていない状況 (当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名を含む。)	○	○	○	第23条第2項に基づく改善勧告の内容及び改善されていない状況 (当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名を含む。)	○	○	○
第24条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合の当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等	○	○	○	第24条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合の当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等	○	○	○
連絡先の電話番号	○	○		連絡先の電話番号	○	○	

別表6

項目	取扱い	備考
「保育士試験の実施について」(平成15年雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第5条第1項の規定に基づく届出を行った法届出対象施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第12条第1項の規定に基づく届出を行った顧客児童限定保育施設	

別表6

項目	取扱い	備考
「保育士試験の実施について」(平成15年 <u>12月1日</u> 雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第5条第1項の規定に基づく届出を行った法届出対象施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年 <u>12月1日</u> 雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第12条第1項の規定に基づく届出を行った顧客児童限定保育施設	

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行		一部改正後	
1002号) 7 (2) ⑮イに規定する「アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設」の取扱い	とする。	発第1201002号) 7 (2) ⑮イに規定する「アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設」の取扱い	とする。
「保育士試験の実施について」(平成15年雇児発第1201002号) 8 (1) ⑨に規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を受けた施設)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設))」の取扱い	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「①浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合」のうち、適用する基準が「1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。	「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号) 8 (1) ⑨に規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を受けた施設)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設))」の取扱い	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「①浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合」のうち、適用する基準が「1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。
消費税告示に規定する「証明書」の取扱い	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「②	消費税告示に規定する「証明書」の取扱い	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「②
「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年雇児保発第0331003号)に規定する「証明書」の取扱い	消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)に基づく要件の適合」を満たしていると証明されたことをもって、左記のそれぞれに規定する証明書と同等の効力を有するものとする。	「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)に規定する「証明書」の取扱い	消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)に基づく要件の適合」を満たしていると証明されたことをもって、左記のそれぞれに規定する証明書と同等の効力を有するものとする。
「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(令和2年府	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「①	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(令和2年7	第20条第1項に基づき交付した証明書において、当該証明書2(3)基準の適合状況の表中「①

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行		一部改正後	
<p>子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号) 第4の1(5)イに規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設」の取扱い</p>	<p>浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。</p>	<p><u>月30日</u>府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号) 第4の1(5)イに規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設」の取扱い</p>	<p>浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。</p>
<p>(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの</p>		<p>(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 (昭和22年法律第164号) ・児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) ・児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) ・浜松市児童福祉法施行条例 (平成24年浜松市条例第40号) ・浜松市児童福祉法施行細則 (平成8年浜松市規則第53号) ・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) ・子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号) ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例 (平成26年浜松市条例第67号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則 (平成26年浜松市規則第75号) 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 (昭和22年法律第164号) ・児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) ・児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) ・浜松市児童福祉法施行条例 (平成24年浜松市条例第40号) ・浜松市児童福祉法施行細則 (平成8年浜松市規則第53号) ・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) ・子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号) ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例 (平成26年浜松市条例第67号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則 (平成26年浜松市規則第75号) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年雇児発第761号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14年雇児発第0712004号) 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保育所保育指針 (平成29年厚生労働省告示第117号)</u> ・<u>消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等 (平成17年厚生労働省告示第128号)</u> ・<u>特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件 (平成28年国土交通省告示第696号)</u> ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年<u>11月30日</u>雇児発第761号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14年<u>7月12日</u>雇児発第0712004号) 	

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成14年雇児発第0712001号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号) ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年雇児発第0121002号) ・<u>「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」(平成17年厚生労働省告示第128号)</u> ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年雇児保発第0331003号) ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年子発0331第5号) ・「ベビーホテル問題の積極的な取組について」(平成13年雇児発第178号) ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」(平成12年児保第45号) ・<u>「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)</u> ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年子保発0330第2号) ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知) ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年健発第0222002号・薬食発第022001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 号) ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成14年<u>7月12日</u>雇児保発第0712001号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年<u>3月29日</u>雇児発第177号) ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年<u>1月21日</u>雇児発第0121002号) ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年<u>3月31日</u>雇児保発第0331003号) ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年<u>3月31日</u>子発0331第5号) ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」(平成13年<u>3月29日</u>雇児発第178号) ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」(平成12年<u>12月25日</u>児保第45号) ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年<u>3月30日</u>子保発0330第2号) ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年<u>11月10日</u>府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知) ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年<u>2月22日</u>健発第0222002号・薬食発第022<u>2</u>001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) ・<u>「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡)</u> ・<u>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)</u> ・<u>「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡)</u> ・<u>「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698</u>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
	<p><u>号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き</u>」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「<u>不適切保育に関する対応について</u>」事業報告書(別添)) ・「<u>保育所における食事の提供ガイドライン</u>」(平成24年3月厚生労働省) ・「<u>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</u>」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省) ・「<u>大量調理施設衛生管理マニュアル</u>」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知) ・「<u>児童福祉施設における食事の提供ガイド</u>」(平成22年3月厚生労働省) ・「<u>乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン</u>(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」 ・「<u>保育所における感染症対策ガイドライン</u>(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省) ・「<u>認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について</u>」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡) ・「<u>保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について</u>」(令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡) ・「<u>認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時等の対応)の徹底について</u>」(令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡) ・「<u>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について</u>」(令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡) ・「<u>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について</u>」(令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知) ・「<u>教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</u>」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省) ・「<u>こどものバス送迎・安全徹底マニュアル</u>」(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省) ・「<u>静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針</u>」(令和4年10月静岡県)
<p>※注 上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例</p>	<p>※注 上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例</p>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後								
<p>示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。</p> <p>第1号様式～第21号様式 (略)</p> <p>共通様式1～共通様式5 (略)</p>	<p>示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。</p> <p>第1号様式～第21号様式 (略) ※一部改正あり</p> <p>共通様式1～共通様式5 (略) ※一部改正あり</p>								
<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設設備運営基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 (別紙1～別紙<u>4</u>)」の見方</p> <p>※別紙1～別紙<u>4</u>に記載された内容の全てが、基準である。</p> <p>○項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設の設備及び運営において、満たすべき項目 指導監査において、確認を行う項目 <p>○指導監査における視点</p> <p>(1) 指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入調査において、指導が必要である事項 <p>(2) 指導区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導が必要である事項において、原則、対応する区分に「○」を付している。 ただし、口頭指導であっても、以前の立入調査にて指導がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指導がなされる場合、乳幼児の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。 <table border="1" data-bbox="208 1334 1037 1497"> <tr> <td>口頭指導</td> <td>・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項</td> </tr> <tr> <td>文書指導</td> <td>・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項</td> </tr> </table> </div>	口頭指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項	文書指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項	<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設設備運営基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 (別紙1～別紙<u>6</u>)」の見方</p> <p>※別紙1～別紙<u>6</u>に記載された内容の全てが、基準である。</p> <p>○項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設の設備及び運営において、満たすべき項目 指導監査において、確認を行う項目 <p>○指導監査における視点</p> <p>(1) 指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入調査において、指導が必要である事項 <p>(2) 指導区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導が必要である事項において、原則、対応する区分に「○」を付している。 ただし、口頭指導であっても、以前の立入調査にて指導がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指導がなされる場合、乳幼児の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1240 1334 2069 1497"> <tr> <td>口頭指導</td> <td>・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項</td> </tr> <tr> <td>文書指導</td> <td>・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項</td> </tr> </table> </div>	口頭指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項	文書指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項
口頭指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項								
文書指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項								
口頭指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項								
文書指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項								

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行	一部改正後
<div data-bbox="208 209 1037 248" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・浜松市ホームページ公表事項</div> <p>○備考</p> <p>(1) 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令において項目に関する内容が記載されている場合は「○」、記載されていない場合は「－」と表記 ・関係法令の略称は次のとおりである <ul style="list-style-type: none"> 消費税告示：消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） 支援法府令：子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条 <p>(2) 参考通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この浜松市認可外保育施設設備運営基準を規定するにあたり、参酌した国指導監督基準と国評価基準であり、これらの参考通知において、項目に関する内容が記載されている場合は「参考」、記載されていない場合は「－」と表記 	<div data-bbox="1245 209 2074 248" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・浜松市ホームページ公表事項</div> <p>○備考</p> <p>(1) 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令において項目に関する内容が記載されている場合は「○」、記載されていない場合は「－」と表記 ・関係法令の略称は次のとおりである <ul style="list-style-type: none"> 消費税告示：消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） 支援法府令：子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条 <p>(2) 参考通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この浜松市認可外保育施設設備運営基準を規定するにあたり、参酌した国指導監督基準と国評価基準であり、これらの参考通知において、項目に関する内容が記載されている場合は「参考」、記載されていない場合は「－」と表記 <p><u>(3) 準用基準（別紙5及び別紙6のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>届出制を導入している顧客児童限定保育施設の基準を作成するにあたって、準用した他の基準を「別紙1」等と表記</u>

(参考) 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 (令和5年4月1日施行) の一部改正新旧対照表

現 行		一部改正後	
認可外保育施設 (法届出対象施設) の基準の適合状況に関する証明書との関係		認可外保育施設 (法届出対象施設) の基準の適合状況に関する証明書との関係	
証明区分	証明内容の対象とする該当項目	証明区分	証明内容の対象とする該当項目
①浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合	⇒項目「第1 保育に従事する者の数及び資格」～「第10 市要綱の規定」の全て	①浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の適合	⇒項目「第1 保育に従事する者の数及び資格」～「第10 市要綱の規定」の全て
②消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営業する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等 (平成17年厚生労働省告示第128号) に基づく要件の適合	⇒項目「第1 保育に従事する者の数及び資格」～「第9 備える帳簿等」の全て	②消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営業する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等 (平成17年厚生労働省告示第128号) に基づく要件の適合	⇒項目「第1 保育に従事する者の数及び資格」～「第9 備える帳簿等」の全て
(別紙1) ~ (別紙4) (略)		(別紙1) ~ (別紙4) (略) ※一部改正あり	
		<u>(別紙5)、(別紙6) (略) ※追加</u>	